

B-MATCH 利用規約

B-MATCH 利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社リクルート（以下「リクルート」といいます）の指定する方法若しくはリクルートと事業者（以下「事業者」といいます）間の契約に基づき、B-MATCH（以下「本サービス」といいます）の利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）を締結した事業者に対して適用されるものとし、本サービスを利用するためには、本規約に同意し、申込を行う必要があります。事業者は、本サービスを利用するにあたり、本規約に規定する事項の他、リクルートの定める運用ルール、細則、諸規定及び諸注意等（以下まとめて「運用ルール等」といいます）を遵守するものとし、また、本規約は、カーセンサーサービス利用約款（旧 C-MATCH 利用約款）（以下「本約款」といいます）の一部を構成するものとし、本規約に定めのない事項については本約款を適用するものとし、また、本規約と本約款が抵触する場合には、本規約を優先して適用するものとし、

第1条（基本用語の定義）

本規約において使用される用語の定義は、以下に定めるところによるものとし、

- (1). 本サイト：リクルートが「カーセンサー (CarSensor)」の標章（以下「本標章」といい、「Powered by CarSensor」等の表示を含むものとし、以下同様とします）を付して提供するインターネットウェブサイト（モバイルサイトを含みます）及びリクルートが指定するインターネットウェブサイト（モバイルサイトを含みます）をいいます。
- (2). C-MATCH（本システム）：中古車又は新車物件（以下まとめて「自動車物件」といいます）の情報登録、これらの物件の本サイトへの広告掲載指示、本サイトに掲示された自動車物件広告に対するエンドユーザーからの問合せ内容の確認、当該問合せに対する電子メールでの返信、及び自動車に関する相場情報や業界情報の閲覧等が可能な、リクルートの管理・運営する、事業者向けインターネットウェブサイトにおけるサービスの総称をいい、以下「本システム」といいます。
- (3). B-MATCH（本サービス）：事業者が、本システム上に情報登録された自動車物件を本サービス上に出品車両として掲載し、インターネットオークション形式又はその他のリクルート所定の方式により事業者間で当該車両を取引することができるサービスをいいます。なお、本サービスは本システムの一部を構成するものとし、
- (4). 出品者：本サービスを利用して、自動車物件を出品する事業者のことを言います。
- (5). 落札者：本サービスを利用して、出品車両を落札する事業者のことを言います。

第2条（本サービスの利用申込）

事業者は本サービスの利用にかかる申込を行う場合、利用部署又は店舗単位でリクルート指定の申込書により、リクルート又は事業者を担当するリクルートの代理店に申請するも

のとします。

第3条（出品）

1. 本サービスへの出品は、本システムを通して行うものとし、出品者は任意に出品期間を指定できるものとします。
2. 出品中の自動車物件は、本サービス上から出品者の操作により出品を、ペナルティなしにキャンセルすることができます。
3. リクルートは、本サービスを利用して出品された自動車物件（以下「出品車両」といいます）の情報に不備や漏れがあった場合や不適切な情報が含まれると判断した場合、リクルートの判断で出品をキャンセルすることができるものとします。
4. 第22条に定める事由に該当する場合やシステムメンテナンス期間等、リクルートは、その都合と裁量により出品停止期間を設けることがあります。

第4条（出品者の義務等）

1. 本サービスに出品する際、出品者は次の義務を負うものとします。
 - (1). 出品者は、出品車両についてリクルートの定める情報及び画像等（以下まとめて「物件情報等」といいます）を掲載するものとし、出品車両及び物件情報等について関連諸法令、公正競争規約、本規約及び運用ルール等を遵守するものとします。
 - (2). 出品者は、出品車両の品質に関するクレーム発生を事前に防止するために、出品車両の物件情報等を正確かつ誠実に開示するものとし、誤った情報・重要な事実の不開示・不適切な表現などによって問題が生じた場合、その問題の解決について全責任を負うものとし、リクルートに損害及び費用が生じた場合には、これを全て賠償及び補償するものとします。
 - (3). 出品者は、出品車両に係る売買が成約した場合、本規約及び運用ルール等に従って、成約された出品車両（以下「成約車両」といいます）の譲渡及び名義変更を行うために必要な一切の書類（以下「譲渡書類」といいます）を別途定める期限内にリクルートに提出し、かつ当該出品車両を速やかに引き渡さなければなりません。
 - (4). 出品者は、成約車両の引き渡しの際に、当該車両の状態と物件情報等との内容に相違がないことを確認しなければなりません。
 - (5). 出品者は本サービスを介さずに落札者と直接商談・取引をしてはなりません。ただし、第9条に従って落札者の任意の方法で成約車両を輸送する場合、当該車両の引渡しにかかる日程調整等の目的に限って落札者と直接の連絡ができるものとします。
 - (6). 前号の記載にもかかわらず、出品者は、別途リクルートに対して要望し、リクルートが当該要望を明示的に承諾した場合には、当該目的に限って落札者と直接の連絡ができるものとします。
 - (7). 出品者は、自動車物件を本サービスに出品する前に、当該自動車物件の譲渡書類の所有

者名義を予め出品者自身の名義に書き換えるものとします。

- (8). 前号の記載にもかかわらず、譲渡書類の所有者名義が元の所有者（以下「原所有者」といいます）のままの出品車両に係る売買が成約した場合、出品者は、第3号に従って当該譲渡書類をリクルートに提出するにあたって、当該原所有者から個人情報保護法上必要な同意（以下「当該同意」といいます）を取得する義務を負います。なお、リクルートが当該譲渡書類を受領した場合には、出品者において当該同意が取得されているものとみなします。
2. リクルートは、自己の裁量により、出品者の情報（出品者の担当者に関する情報を含みます。）を落札者に開示することがあるものとし、出品者はこれを承諾します。

第5条（出品車両基準）

出品車両は、次の基準を満たしている必要があります。但し、リクルートが特に本サービスへの出品を認めた自動車物件についてはこの限りではありません。

- (1). 安全走行が可能な自動車物件であること
- (2). 完全な所有権の移転が可能な自動車物件であること
- (3). 走行可能なバッテリーを搭載した自動車物件であること
- (4). 車検残のある自動車物件の場合、自賠責保険付きであること。但し、離島用自賠責の場合は、その旨を物件情報等に明記すること。
- (5). リサイクル料金預託済の自動車物件の場合、リサイクル券（又は預託金額が証明できる書類）付であること。
- (6). 譲渡書類の有効期限が入札期限から30日以上あること。但し、成約日の翌月末に満たない場合は申告すること。

第6条（出品車両の申告義務）

1. 出品者は、本サービスに自動車物件を出品する際は、瑕疵を含めて次の車両状態を正確に申告し、物件情報等として開示しなければなりません。
 - (1). 初度登録年月
 - (2). メーカー
 - (3). 車種
 - (4). 型式
 - (5). グレード
 - (6). ミッション
 - (7). ボディタイプ
 - (8). エンジン種別
 - (9). 排気量
 - (10). 過給機

- (11). ハンドル位置
 - (12). 乗車定員
 - (13). 車台番号
 - (14). 走行距離
 - (ア)メーター改ざん車：メーター改ざん車であることを明示すること
 - (イ)メーター交換車：交換前・交換後両方の走行距離を入力すること
 - (ウ)走行距離不明車：走行距離不明車であることを明示すること
 - (15). 車検有効期限
 - (16). 評価点（リクルートが運用ルール等により定める評価点基準に従い評価点を申告・開示）
 - (17). 外装色（色変えの場合は、色変えである旨を記載の上、現在の車体色を申告・開示）
 - (18). 内装色
 - (19). 車歴
 - (20). リサイクル預託済金額
 - (21). 輸入区分・モデル年式
 - (22). 登録遅れの自動車物件
 - (23). 内外装の瑕疵及び修復歴の有無・修復箇所
 - (24). タイヤの残り溝・スペアタイヤの有無
 - (25). 改造の有無とその内容
 - (26). その他特記事項（災害歴、機関・機構上の不具合、欠品部品・規格外装備品等）
2. 出品者の申告・開示が不正確・不適切等であったことにより生じたクレーム・トラブル等にかかる責任は全て出品者が負うものとします。
 3. 出品にあたっては、出品車両の所在地、出品者の担当者名とその連絡先をリクルートに申告しなければなりません。
 4. 落札者の任意の方法での輸送を希望する出品車両がある場合には、前項に加え、引取りに関する情報（曜日、時間、日程の事前連絡要否、その他リクルートが求める事項）をリクルートに申告しなければなりません。
 5. ワンオーナーと表記することができる自動車物件は、新車ユーザー名義の車両、又は新車ユーザー名義から商品中古自動車として登録されたものに限定されます。但し、次に当てはまる自動車物件は除外されるものとします。
 - (1). 商品中古自動車としての登録後に車両検査を受け、私用走行したもの
 - (2). 並行輸入車
 - (3). 名義変更後に保険業者名義になったもの
 - (4). レンタカー・事業用
 - (5). 保証継承されているもの

第7条（入札・落札）

1. 落札者は、購入しようとする出品車両の物件情報等を、本サービスを通して確認し、掲載されている物件情報等を把握した上で、入札するものとします。
2. 入札方式は2位価格方式を採用し、最も高い入札金額を付けた事業者が、2番目に高い入札金額又は出品者が指定した最低落札価格のいずれか高い方の金額で落札したものとします。
3. 入札の取り消しはできないものとします。
4. 本条第2項にかかわらず、出品者が任意で設定した即決価格での入札については、その入札金額で落札したものとします。
5. 出品者は出品中に、その時点での最も高い入札金額にかかわらず、最低落札価格を引き下げることができます。当該最低落札価格が最も高い入札金額を下回る場合、当該入札金額を付けた事業者が本条第2項で規定する金額で落札するものとします。
6. 入札後の、出品者による最低落札価格引き下げによって、前項の通り落札した事業者は、別途定めるペナルティ細則にかかわらず、ペナルティなしにキャンセルすることができます。ただし、最低落札価格の引き下げ後の入札に関してはこれを認めません。
7. 出品者又は落札者は、前項に定める以外の落札後のキャンセルを行う場合は、別途定めるペナルティ細則に基づいて相手方にペナルティを支払う義務を負うものとします。
8. リクルートが認めた場合には、出品者は、「注文方式」で出品できるものとします。注文方式とは、本条第2項にかかわらず、本サービスを通じて、出品者が任意で設定した注文価格をもって出品車両の買受けの申込みを勧誘し、落札者から注文価格での注文がなされた場合に、出品者が出品車両の在庫確認等の売却可否の判断を行った上で、その注文を承諾することにより、当該落札者が当該出品車両を当該注文価格で落札したものとすることをいいます。

第8条（落札者の義務等）

1. 落札者は、本サービスでの出品車両の落札につき、次の義務を負うものとします。
 - (1). 落札者は、物件情報等を十分かつ慎重に確認して入札するものとします。
 - (2). 落札者は、落札した成約車両の引渡しを受ける際に、車両状態と物件情報等に相違がないことを確認するものとします。車両状態と物件情報等に相違があり、本規約及び運用ルール等に従ってクレーム申請をする場合は、クレーム受付期間内に本サービスを經由して行うものとし、建設的に問題の解決に協力することとします。
 - (3). 落札者は、本サービスを介さずに出品者と直接商談・取引をしてはなりません。ただし、第9条に従って落札者の任意の方法で成約車両を輸送する場合、当該車両の引渡しにかかる日程調整等の目的に限って出品者と直接の連絡ができるものとします。
 - (4). 前号の記載にもかかわらず、落札者は、別途リクルートに対して要望し、リクルートが当該要望を明示的に承諾した場合には、当該目的に限って出品者と直接の連絡ができ

るものとしします。

- (5). 落札者は、落札した成約車両を第三者に転売した後の転売先からのクレーム等については、落札者の費用負担と責任で解決するものとしします。
2. リクルートは、自己の裁量により、落札者の情報（落札者の担当者に関する情報を含みます。）を出品者に開示することがあるものとし、出品者はこれを承諾します。

第9条（成約車両の輸送）

1. 本サービスによる成約車両の出品者から落札者への輸送は、出品者及び落札者双方から別段の希望がない限り、リクルートにて手配する輸送業者が落札者と契約締結して行うこととし、その輸送に要する実費は落札者が負担することとしします。なお、当該契約の内容については、当該輸送業者が提示又は開示する規約・約款その他の契約書面等が適用されるものとし、落札者はこれに従うこととしします。また、輸送に要する実費は、これを受領する権限を当該輸送業者から付与されたリクルートが、第10条に基づいて落札者から支払を受けるものとしします。
2. 出品車両ごとに出品者及び落札者双方が成約前に予め希望した場合であって、リクルートがこれを認めたときに限り、当該車両を落札者の任意の方法で出品者から落札者へ輸送できるものとしします。なお、出品者及び落札者は、落札者の任意の方法で輸送すると決定した後であっても、リクルートの承諾を得た場合に限り、事後に当該車両をリクルート手配で輸送するよう変更できるものとしします。
3. 前項の場合、出品者及び落札者は、落札者が成約車両を引き取ったあと遅滞なく、その旨をリクルートに報告するものとしします。
4. 成約車両について、リクルートが手配した輸送業者による輸送中に事故・損傷等が生じた場合については、当該業者の責に帰すべき事由により生じたものを除き、リクルート及び当該輸送業者は一切責任を負わないものとしします。但し、リクルートが認めたものについてはこの限りではありません。なお、第2項に従って落札者の任意の方法で輸送した場合の輸送中の事故・損傷等については出品者及び落札者の間で解決するものとし、リクルートは一切迷惑をかけないものとしします。
5. 本サービスを通じて落札者が出品車両を落札した日（以下「成約日」といいます）を含め8日以内に、出品者の都合又はその責に帰すべき事由によって成約車両の納入が行われない場合は、出品者は、別途定めるペナルティ細則に基づいて遅延ペナルティの落札者への支払義務を負うものとし、かつ落札者は、任意で成約車両に係る売買契約を解除できるものとしします。但し、リクルートが認めた納入の遅延についてはこの限りではありません。
6. 落札者の任意の方法で成約車両を輸送する場合において、成約日を含め8日以内に、落札者の都合又はその責に帰すべき事由によって成約車両の引き取りがなされない場合は、落札者は、別途定めるペナルティ細則に基づいて遅延ペナルティの出品者への支払

義務を負うものとし、かつ出品者は、任意で当該成約車両に係る売買契約を解除できるものとし、但し、リクルートが認めた引き取りの遅延についてはこの限りではありません。

7. 落札者の任意の方法で成約車両を輸送する場合において、引き取り対象である成約車両の車両状態と物件情報等に相違があっても、当該相違によって車両を引き取ることが不可能である場合以外は、落札者は成約車両を引き取るものとし、なお、出品者及び落札者は、当該相違によって落札者が成約車両を引き取ることができない場合の対応については、リクルートの裁定に従うものとし、
8. クレーム等によって成約車両の輸送が必要となった場合には、その都度リクルートが手配する輸送業者がこれを行うものとし、成約車両の瑕疵や物件情報等の誤り等の出品者の責に帰すべき事由によるクレーム等に起因するものである場合には、リクルートが費用を負担するものとし、

第10条（代金決済）

1. 落札者は、リクルートの定める手順に従い、成約車両の代金、自動車税相当額、リサイクル預託金、輸送に要する実費（以下「車両代金等」といいます）を、成約日を含め8日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）にリクルート指定の金融機関口座へ振り込むものとし、リクルートにおける着金確認を持って決済とします。但し、落札者の任意の方法で成約車両を輸送した場合、車両代金等に、輸送に要する実費は含まれないものとし、
2. 落札者は、成約車両にクレーム等の事由が存在する場合でも、その解決の有無に関わらず、前項に従って期限内に車両代金等を支払うものとし、
3. リクルートから出品者に対する車両代金等（輸送に要する実費を除く）の支払は、原則として譲渡書類が出品者からリクルートに到着し内容を確認できた日から7営業日（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）以内に、出品者が指定する金融機関の口座への振込にて行います。
4. 手形・小切手での支払は一切認められません。
5. 振込手数料は支払側の負担とします。
6. 出品者は、落札者から支払われる車両代金等（輸送に要する実費を除く）及びその他出品者が本サービスに基づき受領する一切の金員を自己に代わって受領する権限をリクルートに付与するものとし、
7. 落札者は、キャンセルによる出品者からの車両代金の返金及び落札者が本サービスに基づき受領する一切の金員を自己に代わって受領する権限をリクルートに付与するものとし、
8. 出品者及び落札者は、リクルートから請求されたペナルティ等の各種費用がある場合原則、計算書発行日より7営業日以内に当該ペナルティ等の各種費用を支払わなければ

ならないものとしします。

但し、リクルートが認めた場合はこの限りではありません。期限内に精算がされない場合、細則に定めたペナルティを課すものとしします。

第 10 条の 2 (BM 払い)

1. 落札者は、BM 払いの適用対象となっている出品車両（以下「BM 払い対象車両」といいます。）を落札する場合には、代金決済の方法として、落札時において、BM 払いを選択することができます。BM 払いとは、BM 払い対象車両の落札者が、本条の定めに従い、落札した BM 払い対象車両の車両代金等を支払うか、又は、落札した BM 払い対象車両を、リクルートが予め設定した金額で、リクルート所定の業者に対して売却し、車両代金等から当該売却金額を差し引いた残額を支払うかを、所定の期日までに選択し決済することができる制度をいいます。
2. 前項に定める BM 払い対象車両について、その出品者と落札者との間で売買が成約した場合には、当該成約車両の代金決済については、前条第 1 項の規定にかかわらず、本条が適用されるものとしします（前条第 2 項（但し、支払期限に関する部分は除きます。）から第 8 項までの規定は、BM 払いにおいても適用されます。）。
3. 落札者は、BM 払い対象車両について売買が成約した場合には、成約日を含め 90 日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、次項又は第 5 項に定めるいずれかの方法による決済を選択し、実行するものとしします。
4. 落札者は、前項に定める期間内に BM 払い対象車両の成約車両を第三者に販売等し、又は当該期間の経過後も当該成約車両の所有を継続する場合には、リクルートの定める手順に従い、本条第 1 項の車両代金等を、成約日を含めた 90 日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、リクルート指定の金融機関口座へ振り込んで支払うものとし、リクルートにおける着金確認を持って決済とします。但し、落札者が任意の方法で当該成約車両を輸送した場合、車両代金等に、輸送に要する実費は含まれないものとしします。
5. 落札者は、成約日を含め 90 日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、BM 払い対象車両の成約車両について、本サービスを通じ、リクルートの指定する提携事業者（以下「提携事業者」といいます。）によるリクルートが予め設定した金額（以下「リクルート設定価格」といいます。）での買取り及び引取りを申請すること（以下「車両返却申請」といいます。）ができます。その後の手順等については、以下の各号に定めるとおりとしします。
 - (1) リクルートが本項柱書に定める車両返却申請を承認した場合には、落札者は、提携事業者に対し、本サービスを通じて、当該車両を、リクルート設定価格で売却し、引き渡すものとしします。この場合、落札者は、本サービスによる当該売却のために必要な事務処理等を提携事業者へ委託するとともに、当該売却については本規約

が適用されること及び提携事業者が当該車両の引渡しを受けてこれを提携事業者の選択する方法で売却することについて異議なく承諾し、かつ、提携事業者に合理的な範囲で協力するものとします。

- (2) 前号に定める場合において、落札者は、提携事業者が当該車両の売買代金であるリクルート設定価格をリクルートに対して支払うこと、及びリクルートがこれを落札者のリクルートに対する一切の債務に充当することについて、異議なく承諾するものとします。
- (3) 第1号に定める場合には、落札者は、リクルートの定める手順に従い、本条第1項の車両代金等からリクルート設定価格を控除した残額を、当該買取りが承認された日から8日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、リクルート指定の金融機関口座へ振り込むものとし、リクルートにおける着金確認を持って決済とします。但し、落札者の任意の方法で成約車両を輸送した場合、車両代金等に、輸送に要する実費は含まれないものとします。
- (4) リクルートが本項柱書に定める車両返却申請を承認しなかった場合には、落札者は、当該不承認から8日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）又は成約日を含め90日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）のいずれか遅い期日までに、BM 払い対象車両の成約車両の車両代金等を、リクルート指定の金融機関口座へ振り込んで支払うものとし、リクルートにおける着金確認を持って決済とします。但し、落札者が任意の方法で当該成約車両を輸送した場合、車両代金等に、輸送に要する実費は含まれないものとします。

第11条（書類の受け渡し）

1. 譲渡書類の授受及びこれに関連する連絡等については、全てリクルートを介して行うものとし、出品者と落札者が直接やり取りをしないものとします。
2. 出品者は、成約車両に関する譲渡書類を、成約日を含め8日以内（最終日がリクルート休業日である場合は翌営業日）に、リクルートに提出しなければなりません。但し、出品時に提出が遅れる旨を明記した場合はその限りではありません。
3. 出品者は、成約車両の名義を落札者に変更するために必要がある場合には、出品者が自らの名義に登録したうえで譲渡書類を提出しなければなりません。譲渡書類は、落札者が車両代金等を決済し、かつ譲渡書類が出品者からリクルートに不備なく提出された後、リクルートから落札者へ発送します。
4. 落札者は、譲渡書類の受領後速やかに当該書類の内容を確認し、不備があった場合には書類到着日を含む8日以内にリクルートにその旨を申告しなければなりません。
5. 譲渡書類の差し替えが必要な場合、出品者は、リクルートからその旨の連絡を受けた日（その日を初日として起算）から8日以内に、対象となる書類を追完しリクルートに到着させなければなりません。

6. リサイクル預託金に相違があった場合は、譲渡書類のリクルートから落札者への発送日（その日を初日として起算）から8日以内に落札者からリクルートにその旨が申告された場合に限り、リクルートは再精算を行います。
7. 譲渡書類の有効期限が不足し、又は名義変更期限より短く、かつその旨が物件情報等に明示されていない場合は、出品者は、譲渡書類の差し替えを行うものとし、かつ別途に定めるペナルティ細則に基づき、落札者に対してペナルティの支払義務を負うものとなります。ペナルティの支払は、第10条第7項に基づいてリクルートに対して行うものとし、その受領後、リクルートが落札者に対して支払うものとなります。

第12条（名義変更）

1. 落札者は、成約日の翌月末日までに、成約車両の名義の移転又は抹消等の登録手続を完了し、その旨をリクルートに届け出るものとなります。
2. 落札者は、前項に定める登録手続の完了に関する届け出の際に、成約日の翌月末日までに、成約車両の自動車検査証の写しに出品番号を記入して提出するものとなります。
3. 軽自動車の税止め処理は、落札者の責任により行うものとなります。

第13条（自動車税相当額の処理）

1. リクルートは、ナンバープレート付き出品車両が成約となった場合、自動車税未経過相当額（成約日の翌月から年度末まで）を落札者より預かります。
2. リクルートは、前条に定める落札者からの成約車両の名義変更完了の届け出をもって、自動車税未経過相当額の精算を行います。その際、原則として成約月までの自動車税相当額を出品者の負担とします。
3. 車両の構造変更や車歴・年式等の表示違いや二次抹消等、預かった自動車税に差異・再精算が必要な場合、出品者並びに落札者は、リクルートの指示に従い、自動車税の再精算に応じなければなりません。

第14条（非課税車の消費税相当額の返還）

成約車両が福祉車両その他の消費税非課税とされる車両である場合は、譲渡書類の落札者への到着日（その日を初日として起算）から8日以内に落札者からリクルートへその旨が申告された場合に限り、リクルートから落札者に対して消費税相当額の返還を行うものとなります。但し、当該車両が新車時に非課税である場合に限りです。

第15条（クレーム）

1. 出品者及び落札者が、本サービスにおける成約車両及び譲渡書類その他の事項に関して相手方にクレームを申請する場合には、本サービスを經由し、必ずリクルートを通して行うものとなります。

2. 落札者による出品車両及び成約車両に関するクレームの申請は、物件情報等によって入札前に確認できない成約車両の瑕疵・不備があった場合にのみ行うことができるものとし、その詳細は、別途定めるクレーム細則において定めるものとします。
3. 落札者によるクレーム申請は、原則として、成約車両の引渡しを受けた日の翌営業日18時までに、1台の成約車両について1回目に申告があった内容に限り行うことができるものとします。但し、書類到着後にわかる内容については、その限りではありません。その他の詳細については、クレーム細則にて定めるものとします。
4. クレーム申請に要した費用は、そのクレームを申請した者の負担とします。
5. リクルートは、出品車両及び成約車両に関するクレーム申請を受けた場合には、リクルートが別途定めるクレーム細則に従ってリクルートが裁定するものとします。但し、著しく状態が違う等の場合、リクルートの判断により細則外の裁定をすることがあります。
6. 出品者及び落札者は、前項に定める裁定が著しく不合理なものである場合を除き、当該裁定に従うものとし、当該クレーム事項に関して、訴訟提起、リクルートへの異議申立てをしないものとします。
7. 出品者及び落札者が本条の定めに従わない場合には、リクルートは、当該当事者に対して取引制限の措置を講じることができるものとし、当該当事者は、その内容に異議・不服を申し立てることができないものとします。

第16条（キャンセルに伴う措置）

1. 前条に定めるクレームの結果、成約車両に係る売買契約がキャンセルになった場合には、出品者は、車両代金等（輸送に要する実費を除く）を、キャンセル確定日（その日を初日として起算）から8日以内（最終日が金融機関休業日である場合は翌営業日）に、リクルートに返金しなければならないものとします。また、この場合に落札者は、キャンセル確定日（その日を初日として起算）から8日以内（最終日がリクルートの休業日である場合には翌営業日）に、譲渡書類をリクルートに到着させ、かつ当該車両をリクルートが提携又は推奨する輸送会社によって出品者に返還しなければならないものとします。
2. 成約車両に係る売買契約のキャンセルにより、出品者及び落札者に生ずる損害について、リクルートは損害賠償その他一切責任を負わないものとします。

第17条（手数料）

1. 事業者は本サービスの利用にあたり、次の料金をリクルート又はリクルートの指定する代理店（以下「指定代理店」といいます）に支払うものとします。
 - (1) 成約手数料：出品者に対して成約件数に応じて発生する手数料です。キャンセルされた自動車物件については発生しません。

- (2). 落札手数料：落札者に対して成約件数に応じて発生する手数料です。キャンセルされた自動車物件には発生しません。
 - (3). BM 払い利用料：BM 払い対象車両の提携事業者に対する売却の成約に応じて、車両返却申請をした落札者に対して発生する利用料です。
2. 出品者及び落札者は、前項の料金、費用及び支払方法について、別途リクルート又は指定代理店が定める料金、費用及び支払方法に従うものとします。

第 18 条（禁止行為等違反）

1. リクルートは、出品者及び落札者が次の禁止行為を行った場合は、何らの通知・催告等なくして直ちに、当該当事者の本サービス及び本システムの全部又は一部について利用権限を停止できるものとします。
 - (1). 出品者が、出品車両の瑕疵や不具合等の事実を知らず、その表示を行わなかったとき
 - (2). 出品者及び落札者が、次に掲げる行為を行ったとき
 - ① 出品車両について本サービスを介さずに直接商談・取引すること（但し、第 9 条に従って落札者の任意の方法で成約車両を輸送する場合であって当該車両の引渡しにかかる日程調整等の目的に限った直接連絡、その他リクルートからの明示的な承諾に基づくものを除く）。
 - ② 自己の出品車両に対し、第三者等を利用して意図的に価格の吊り上げを図ること。
 - ③ 他人の入札・落札を意図的に妨害すること。
 - ④ その他本約款及び本規約・運用ルール等に違反する行為を行うこと。
2. 出品者及び落札者が、別途定めるペナルティ細則に定めるペナルティ事項を行った場合には、当該当事者は、相手方に対し、同細則に定めるペナルティ金額を支払うものとします。ペナルティの支払は、第 10 条第 6 項及び第 7 項に基づいてリクルートに対して行うものとし、その受領後、リクルートが上記相手方に対して支払うものとします。

第 19 条（秘密情報及び個人情報の取扱い）

1. 出品者及び落札者は、本サービスの利用を通じて知り又は知り得た相手方、リクルート及び提携事業者の営業上、技術上その他の業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を、当該秘密情報の保有者及びリクルートの書面による承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならず、また、本約款、本規約及び運用ルール等（以下「本約款等」といいます）の目的の範囲外で使用してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
 - (1) 受領時に、秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 受領後、秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手

した情報

- (3) 受領の前後を問わず、本サービスの利用によらず独自に開発した情報
- (4) 本約款等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 出品者及び落札者は、秘密情報を受領した自己の役員又は従業員が、当該秘密情報を第三者に開示又は漏洩せず、また本約款等の目的の範囲外で使用しないよう厳重に指導及び監督するものとします。
3. 出品者及び落札者が国又はその他の公権力により適法に秘密情報の開示を命令された場合においては、当該秘密情報を必要最小限の範囲で開示できるものとします。但し、出品者及び落札者は、当該命令を受けた場合は、当該命令を受けた事実を速やかに当該秘密情報の保有者及びリクルートに通知するとともに、可能な限り秘密情報の秘密性の保持に努めるものとします。
4. 本契約の解除、その他秘密情報が不要となる事由が生じた場合には、当該秘密情報の保有者は、当該秘密情報の保有者の指示に従い、受領した秘密情報を遅滞なく当該秘密情報の保有者に返還又は処分するものとします。
5. 出品者及び落札者は、本サービスの利用に当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護に関する法律及び関連諸法規並びにリクルート所定のプライバシーポリシーを遵守し、厳重な管理を行うものとします。
6. 出品者及び落札者は、当該秘密情報の保有者から要求があった場合、直ちにすべての秘密情報及び個人情報を当該秘密情報の保有者に返却、又は情報漏洩に十分に配慮した方法で廃棄するものとします。
7. リクルートは、本サービスの提供に関連して出品者及び落札者から開示された個人情報（個人情報保護法2条1項に定められたものを指します。）について、個人情報の保護に関する法律の規定に則って安全管理のための必要かつ適切な措置を講じます。

第20条（権利義務の譲渡禁止）

出品者及び落札者は、本契約上の地位及び本契約に基づく権利義務を、リクルートの事前の書面による承諾なくして、第三者に移転、承継、譲渡、担保提供等することはできません。

第21条（反社会的勢力の排除）

1. 出品者及び落札者並びにリクルートは、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 出品者及び落札者並びにリクルートは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第 22 条（本サービスの一時停止、変更、廃止）

次の各号の一に該当する場合、リクルートは、出品者及び落札者への予告なしに、本サービスの全部又は一部を停止することができるものとし、これに起因して出品者、落札者又は第三者に発生した損害につき、リクルートは、何ら責任を負わないものとします。なお、当該停止があった場合でも、出品者及び落札者は、本サービスに係る対価が存在する場合には、その支払義務を負うものとし、出品者及び落札者が既に本サービスの対価をリクルートに支払っている場合にも、リクルートは出品者及び落札者に対し、当該本サービスの対価の返還義務を負わないことを予め承諾するものとします。

- (1). 定期的又は緊急に、本サービスに係るシステムの保守、点検、仕様の変更（第三者提供サービスの仕様変更に伴う場合を含みます）、又は本サービスに掛かるシステムの不良・瑕疵の修補等を行う場合
- (2). 火災、停電、天災地変等の非常事態により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (3). 戦争、内乱、暴動、騒擾、労働争議等により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合
- (4). 第三者からの不正アクセス、コンピューターウィルスの感染等により、本サービスの提供が困難又は不能であるとリクルートが判断した場合
- (5). 法令等に基づく措置により、本サービスの提供が困難又は不能であるとリクルートが判断した場合
- (6). 第三者提供サービスの停止又は終了（保守、仕様の変更、瑕疵の修補による停止を含み

ますが、これらに限られません)により、本サービスの提供が困難又は不能であるとリクルートが判断した場合

- (7). 上記各号のほか、やむを得ない事由により本サービスの運営上一時的な停止が必要とリクルートが判断した場合

第 23 条 (解約)

出品者及び落札者並びにリクルートは、いつでも任意に 3 か月の予告期間をもって、書面により相手方に通知することにより、本契約を解約することができるものとします。この場合、リクルートは出品者及び落札者に対して何らの責任も負わないものとします。

第 24 条 (本契約の解除)

1. リクルートは、出品者又は落札者が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
 - (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は不渡り処分を受けたとき
 - (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又はこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分等を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立て等を受けたとき
 - (6) 解散の決議をし、又は他の会社と合併したとき
 - (7) 前各号に準ずる事由があったとき
 - (8) 災害、労働紛争その他により、本契約の履行を困難にする事由が生じたとき
 - (9) リクルート及び出品者又は落札者に対する詐術その他背信行為があったとき
 - (10) 第 21 条に違反したとき
2. リクルート又は出品者若しくは落札者は、相手方が本約款等に違反した場合には、相当の期間をおいて催告のうえ本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。本項に基づく解除は、違反当事者に対する損害賠償請求を妨げるものではありません。
3. 出品者及び落札者は、自己に第1項各号の一つにでも該当する事由があるとき、又はそのおそれがあるときは、直ちにリクルートに通知するものとします。

第 25 条 (期限の利益の喪失)

出品者及び落札者は、前条第 1 項各号の一つにでも該当したときには、何らの通知催告なくして当然に、本約款等に基づいて出品者及び落札者がリクルートに負う債務につき期限の

利益を喪失し、リクルートに対して直ちにその全額を支払うものとします。なお、本契約が解除された場合も同様とします。

第 26 条（損害賠償及びリクルートの免責）

1. 出品者及び落札者は、法令、本約款等に違反し、又は自己が第24条第1項各号のいずれかに該当する事由により、リクルートに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2. リクルートは、出品者及び落札者に対し、本サービスに関する何らの保証（本サービスの効果を含みますが、これらに限りません）も行わないものとします。また出品者及び落札者は、本サービスの利用に伴い発生する義務（法令上の義務を含みますが、これらに限りません）を、自己の責任と負担で遵守するものとします。
3. リクルートは、本サービスの利用に関連して出品者及び落札者に発生した損害につき、一切の責任を負わないものとします。但し、リクルートの故意又は重過失による債務不履行又は不法行為に基づく損害であることが明白な場合はこの限りではなく、その場合、リクルートは、出品者及び落札者に通常かつ直接生じた損害の範囲内で、損害を賠償するものとし、かつ出品者及び落札者が本契約に基づき過去1か月間（当該損害発生時を起算点とします）においてリクルートに支払済みの本サービス利用の対価の合計額を上限とします。なお、本項に定める免責規定と、他の条項に定める免責規定の適用が重複する場合又は両規定の整合性に疑義がある場合には、他の条項に定める免責規定が優先して適用されるものとします。

第 27 条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日より翌年の3月31日までとします。但し、有効期間満了の3か月前までにリクルートと事業者のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、本契約は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスが試験的サービスであることに鑑み、リクルートの判断により本サービスを終了する際は、本契約も直ちに終了するものとします。この場合、リクルートは出品者及び落札者に対して何らの責任も負わないものとします。

第 28 条（本規約・運用ルール等の変更）

1. リクルートは、本規約及び運用ルール等の変更を任意に行うことができるものとします。
2. リクルートは、本規約及び運用ルール等について重要な変更を行う場合には、変更内容・条件等（以下「変更条件」といいます）の適用開始日の1か月以上前に出品者及び落札者に変更内容を通知（本サービス上の告知又は掲示を含みます）するものとしま

す。

3. 出品者及び落札者は、変更条件を承諾しない場合には、当該変更条件の通知日より1か月以内に、書面にてリクルートに対して通知しなければなりません。
4. リクルートが前項の通知を受領した場合は、当該変更条件適用開始日の前日をもって本契約は終了するものとします。この場合、リクルートは何らの責任も負いません。
5. 前項の規定により本契約が終了する場合を除き、本規約は、適用開始日に、当該変更条件どおりに当然に変更されるものとします。

第 29 条（協議条項）

本約款等に定めのない事項及びその解釈の疑義については、出品者及び落札者並びにリクルートの協議のうえ解決するものとします。

第 30 条（管轄裁判所）

本契約に関して出品者及び落札者並びにリクルートとの間に生じた一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は2018年4月1日から実施します。

2019年4月1日 改訂・適用

2019年8月1日 改訂・適用

2019年10月15日 改訂・適用

2020年2月17日 改訂・適用

2020年8月1日 改定・適用

2020年10月6日 改定・適用

2020年11月1日 改定・運用

2021年3月22日 改定・運用

2021年12月1日 改定・運用

2022年4月19日 改定・運用

細則 1. 評価点基準

評価点は以下の基準に基づき出品店が入力するものとする。

評価点	走行距離	初度登録 経過月数	状態
S	10,000km以内	12か月以内	・無傷、無補修で新車に近いもの。
6	30,000km以内	36か月以内	・外装に軽微で目立たない瑕疵が若干あるもの。 ・内装に軽微なシミや汚れ等が若干あるもの。
5	50,000km以内	－ (制限なし)	・外装に軽微な瑕疵が若干あるもの。 ・内装に気になるシミや汚れ等が若干あるもの。
4.5	100,000km以内	－ (制限なし)	・外装に気になる程度の瑕疵が数箇所あるもの。 ・内装に焦げ穴、割れ、擦れ、変色、色褪せ等が若干あるもの。
4	150,000km以内	－ (制限なし)	・内外装とも目立つ瑕疵が複数あり、加修を要するもの。
3.5	－ (制限なし)	－ (制限なし)	・内外装とも大きな瑕疵が多数あり、加修、又は交換を要するもの。 ・主要溶接パネル交換車
3	－ (制限なし)	－ (制限なし)	・内外装とも交換を要する大きな瑕疵が多数あるもの ・機関、機構に大きな不具合のあるもの
2	－ (制限なし)	－ (制限なし)	・商品価値が少なく、大きな加修を要するもの ・機関系に大きな不具合があるもの
1	－ (制限なし)	－ (制限なし)	・災害車（冠水歴車、消火剤散布歴車等）
R	－ (制限なし)	－ (制限なし)	・修復歴車。 (交通事故等により、公正取引協議会で定める骨格部位等に損傷を生じた車両、又はその修理跡のあるものを言います。基本的な判定は一般財団法人日本自動車査定協会の修復歴車判断基準に準じます。)
その他	－ (制限なし)	－ (制限なし)	・事故現状車及び災害現状車 (但し、リクルートが出品を認めた車両のみ) 本規約においては特別の記載のない限り評価点Rの車両と同様に扱うものとする

細則 2. 瑕疵記号の意味と程度

種類	記号	大きさ
キズ	A1	10cm 以内の線キズ
	A2	20cm 以内の線キズ
	A3	40cm 以内の線キズ
	A4	40cm 以上の線キズ
へこみ	U1	ゴルフボール大(直径 4.3cm 程度)のへこみ
	U2	テニスボール大(直径 6.6cm 程度)のへこみ
	U3	サッカーボール大(直径 20 cm程度)のへこみ
	U4	U3 を超える大きさのへこみ
キズを伴うへこみ	B1	ゴルフボール大(直径 4.3cm 程度)の傷を伴うへこみ
	B2	テニスボール大(直径 6.6cm 程度)の傷を伴うへこみ
	B3	サッカーボール大(直径 20 cm程度)の傷を伴うへこみ
	B4	B3 を超える大きさの傷を伴うへこみ
F ガラス点傷	G	点キズのあるもの
さび	S1	ゴルフボール大(直径 4.3cm 程度)の錆
	S2	テニスボール大(直径 6.6cm 程度)の錆
	S3	サッカーボール大(直径 20 cm程度)の錆
腐食	C1	ゴルフボール大(直径 4.3cm 程度)の腐食
	C2	テニスボール大(直径 6.6cm 程度)の腐食
	C3	サッカーボール大(直径 20 cm程度)の腐食
要塗装	P1	軽微な色褪せ、塗装はがれ
	P2	部分的な色褪せ、塗装はがれ
	P3	大きな色褪せ、塗装はがれ
補修跡	W1	補修跡があるもの
	W2	容易に確認できる補修跡
	W3	再加修が必要な補修跡
要交換	X	交換が必要なもの
交換済	XX	交換済のもの

細則 3. ペナルティ細則

ペナルティ事項		対象	金額	
自己都合キャンセル	出品店都合によるキャンセルが行われた場合(車両の引渡まで)	出品店	3万円	
	落札店都合によるキャンセルが行われた場合(車両到着の翌営業日18時まで)	落札店	3万円	
陸送	出品店による車両の陸送会社への引き渡しが遅延した場合	出品店	1万円/日(最大5万円)	
	落札店による車両の引き取りが遅延した場合	落札店	1万円/日(最大5万円)	
代金決済	落札店による車両代金の支払が遅延した場合	落札店	1万円、以後7日毎に1万円 但し、一時抹消車両の場合、落札翌日から90日間経過以後7日毎に1万円	
譲渡書類	提出期限の遅延	出品店が指定の期日までに書類をリクルートまで送付しなかった場合。 ※但し落札店到着後は落札店確認期限内に申告があったものが対象。出品時に書類提出期限について申告があるものは除く。	出品店 1万円 以後7日毎に1万円を加算する 成約日から1か月過ぎた場合、落札店はキャンセル可能	
	有効期限の不足	書類の有効期限が成約日の翌月末以内のもので、出品時に記載がなかった場合	出品店 1万円	
	譲渡書類の差し替え	以下の差し替えが提出期限後に発生した場合 ・印鑑証明書 ・委任状 ・譲渡証明書 ・住民票/登記簿謄本/抄本等 ・軽自動車OCRシート/申請依頼書	出品店 1万円/通	
	譲渡書類の再交付	ナンバー付譲渡書類(全部)又は抹消謄本	落札店	10万円+実費
		譲渡書類(一部) (出品店が旧所有者記入欄を空欄にし、落札店が書き損じた場合は対象外)	落札店	5万円+実費
	自賠償保険	受け付けない		
継続検査用納税証明書	・納税証明書の添付がない場合、落札店からの依頼から依頼があった日を含め8日以内に出品店は提出する。この提出期限を超えた場合 (車検満了日が、翌月末までのものを対象とし、自動車税納付期限内を除く)	出品店	1万円 以後7日毎に1万円を加算する	

	その他書類	<ul style="list-style-type: none"> 自動車リサイクル法における引取り報告などにより、完全な所有権移転ができなかった場合 出品前の交通違反等により車検の取得ができなかった場合 	出品店	1万円 以後7日毎に1万円を加算する 成約日から1か月過ぎた場合、 出品店・落札店共にキャンセル可能
ペナルティ事項			対象	金額
登録識別情報	登録識別情報の未提供、又はOCRシートへの記載相違などにより登録ができない場合		出品店	1万円
	出品店がリクルートからの請求日を含む8日以内に登録できない場合		出品店	1万円 以後7日毎に1万円を加算する 成約日から1か月過ぎた場合、 落札店はキャンセル可能
自動車税	自動車税の未納	自動車税の未納によって落札店が継続検査を受けられなかった場合	出品店	1万円
リサイクル預託金	リサイクル預託金の差異	譲渡書類発送日を含め8日以内に落札店からの依頼があった場合に限り、依頼日を含め8日以内に再精算を行う。この再精算の期限を超えてリクルートへの入金があった場合	出品店	1万円 以後7日毎に1万円を加算する
名義変更	出品店が出品時の申告又は落札店の容認なく、期限不足の譲渡書類を提出した場合		出品店	1万円
	期日内に完了していなかった場合		落札店	1万円
	リクルートへの完了報告が期限を過ぎた場合		落札店	1万円+7日毎に1万円
	名義変更遅延ならびに税止め処理を行わず新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行われた場合		落札店	1万円
迷惑行為	<ul style="list-style-type: none"> 落札店が出品店又は名義人に直接接触した場合 落札店が移転登録前に走行し、交通違反などによって前所有者に迷惑がかかった場合 		落札店	5万円

細則 4. クレーム細則

No	クレーム事項	クレーム受付期間	クレーム申請後必要証憑	クレーム対象外車						対応方針			
				提出期限	落札価格	登録年	走行距離	評価点	その他				
1	記載ミス	型式	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
2		排気量	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
3		初度登録年月(新しく表示していた場合のみ)	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	3千円/月を目安に減額交渉を行う	
4		年式	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
5		年式輸入区分・輸入車のモデル年式	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
6		車台番号	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
7		車体の形状	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
8		燃料違い	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
9		乗車定員	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
10		積載量	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
11		車検有効期限	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則、軽自動車3千円/月、普通車5千円/月の減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
12		積載物制限の申告漏れ(ダンプの土砂禁等)	書類発送日を含む7日以内	車検証の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
13		登録遅れの未申告	書類発送日を含む7日以内	なし	-	-	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
14		モデル年式違い(輸入車)	書類発送日を含む7日以内	なし	-	-	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
15		グレード(準グレード、限定車、パッケージ等)	書類発送日を含む7日以内	該当部分の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
16		改造内容の申告漏れ	書類発送日を含む7日以内	該当部分の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
17		ドア数	物件到着の翌営業日18時	車体の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
18		ミッション	物件到着の翌営業日18時	車体の写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
19		走行距離(1000km以上短く表示した場合のみ)	物件到着の翌営業日18時	オドメーターの写真	物件到着の翌営業日18時	5万円未満	なし	10万km以上	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
20		重要項目(純正SR・純正AW・純正カワ・純正TV・純正ナビ・エアB・ABS・保証書・ワンオーナー)	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする 但し、書類によって判断できるものは書類発送日を含む7日以内と受付期限とする。	
21		セールスポイント記入のもので正常に作動しないもの	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする 但し、後送品によって判明するものは、後送品の発送日を含む7日以内を受付期限とする。	
22		レスオプション	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
23		その他装備	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則部品支給とし、減額対応の場合は新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉する	
24		車歴	書類発送日を含む7日以内	該当部分の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
25	内装	損傷・異臭	物件到着の翌営業日18時	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする		
26		標準装備品の欠品・社外品・規格外	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	なし	部品代半価2万円未満 オークション出品車 国外への輸出車	原則部品支給とする		
27		ジャッキ・工具・スペアタイヤ欠品	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則部品支給とし、減額対応の場合は1点2千円とする		
28		外装	外装の損傷、レンズ類のひび、割れ等(展開図入り基準での2段階以上の差異見逃し)	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	3.5点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行う	
29			ガラスのひび、割れ	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	3.5点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行う	
30			色替え	物件到着の翌営業日18時	コーションプレートの写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする
31			同色の色違い	物件到着の翌営業日18時	コーションプレートの写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする
32			同色オールペイントの未申告	物件到着の翌営業日18時	コーションプレートの写真	物件到着の翌営業日18時	なし	なし	なし	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする
33			タイヤ残り溝、規格外、欠品	物件到着の翌営業日18時	現物の写真	物件到着の翌営業日18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則部品支給とし、減額対応の場合は1点2千円とする	
34			画像で確認できない標準装備品の欠品、社外品、規格外	物件到着の翌営業日18時	当該部分の写真	物件到着の翌営業日18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過 10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則部品支給とし、減額対応の場合は1点2千円とする	

No	クレーム事項	クレーム受付期間	クレーム申請後必要証憑	クレーム対象外車						対応方針		
				提出期限	落札価格	登録年	走行距離	評価点	その他			
35	事故	修復歴車	物件到着の翌営業日18時	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
36		ボルト止め部品交換歴	物件到着の翌営業日18時	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より1年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
37		溶接止め部品交換歴	物件到着の翌営業日18時	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
38		修復歴車と見なさない骨格部位の凹凸等	物件到着の翌営業日18時	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
39	電装	オドメーター積算不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	なし	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
40		オドメーター以外の純正電装系にかかる不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より5年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
41	機関・機構	エンジン・ターボ・スーパーチャージャー・エンジンコンピューターの不具合、改造、規格外	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
42		ラジエーター・ウォーターポンプ・噴射ポンプ等の不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
43		ハイブリッドシステムの不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
44		マフラー不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
45		クラッチの滑り、不良、改造	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
46		ミッション・デフ・パワステの不具合、改造	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
47		ブレーキ（ABS含む）不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
48		ドライブシャフト・プロペラシャフトの不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
49		足廻り（ショック・サス等）不良・改造	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
50		マフラー・触媒の改造、欠品	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
51		エンジン規格外品乗せ換え	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
52		ミッション規格外品の乗せ換え	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	なし	なし	なし	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
53		その他機関・機構系の不良	物件到着の翌営業日18時	ディーラー見積書	物件到着の10日後18時	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	修理に必要な部品の新品価格の70%または中古部品相場を目安に減額交渉を行い、折り合わなければキャンセル対応とする	
54		その他	抵当権付車(2週間以内に解除困難なもの)	無期限	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
55	盗難車		無期限	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする	
56	車台番号改ざん車		無期限	該当部分の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする	
57	接合車		成約日含む180日以内	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
58	メーター改ざん車		成約日含む180日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
59	純正メーター交換により走行距離が変わる車両		成約日含む180日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
60	積算計の桁数不足によりメーターが1周以上し走行距離が		成約日含む180日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
61	冠水車		成約日含む90日以内	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	-	-	5万円未満	なし	なし	2点以下	なし	原則キャンセル対応とする
62	災害車(ひょう害車・消火器散布車など)		成約日含む90日以内	リクルートが指定した検査員による第三者評価書	-	-	5万円未満	なし	なし	2点以下	なし	原則キャンセル対応とする
63	走行不明車として出品され、メーター改置が判明した場合		成約日含む30日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
64	規格外メーター交換により走行距離が変わる車両		成約日含む30日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
65	走行不明車で後日メーター改ざんが判明した場合		成約日含む30日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
66	車検証および整備記録簿の走行距離記載違い		成約日含む30日以内	車検証と記録簿の写真	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
67	社外メーターに交換されている車両		成約日含む30日以内	-	-	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする
68	純正メーターに交換しているが走行距離が変わらない車両		書類発送日を含む7日以内	-	-	5万円未満	初度登録より10年以上経過	10万km以上 メーター改ざん車	2点以下	オークション出品車 国外への輸出車	原則キャンセル対応とする	
69	車台番号確認不可車両		物件到着の翌営業日18時	該当部分の写真	受付時に同時に送付	なし	なし	なし	なし	なし	なし	原則キャンセル対応とする

細則5. 手数料 (税別)

対象物件	成約手数料	落札手数料	BM 払い利用料
全物件 (BM 払い対象車両を除く)	5,000 円	10,000 円	—
BM 払い対象車両	5,000 円	10,000 円	5,000 円

細則6. 陸送自己手配

陸送自己手配の運用方法

